

「平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 「平成 31 年度根岸住宅地区返還跡地利用調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に活かすことのできる過去の実績があるか
- (2) 業務履行にあたっての基本認識や、全社的な支援体制のほか、業務を実施する上で特に重視する事項を提示しているか
- (3) 2019 年 8 月下旬の跡地利用基本計画（案）の中間とりまとめに向け、創意工夫がされた実施工程を提案しているか
- (4) 都心部周辺の広大な土地や立地等を活かして、地域や市内の活性化、広域的な課題解決を目指す視点から、計画づくりを進める提案であるか
- (5) 交通利便性を向上するためのアクセス路の整備や交通機関の導入などのほか、地区西側の急勾配な斜面地の安全性を確保するための対応策を提案しているか
- (6) 民間土地所有者等の生活再建に向けた跡地利用や、事業採算性にも配慮した提案であるか
- (7) 取組意欲の感じられる提案であるか
- (8) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|--------------|
| 委員長 | 政策局総務部長 |
| 副委員長 | 政策局総務課長 |
| 委員 | 政策局政策課担当課長 |
| | 政策局政策課担当課長 |
| | 政策局政策課担当課長 |
| | 政策局基地対策課担当課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。